

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	えぐち内科ステーションクリニック	4210227742	長崎県佐世保市白南風町1番13号	0床

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年9月28日 令和4年度決算の決定

令和4年10月22日 理事の改選

令和5年7月11日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

- (7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

- (9) その他

様式 3 - 2

法人名 医療法人真鮭会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県佐世保市白南風町1番13号

貸 借 対 照 表

(令和 5年 7月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	37,575	I 流動負債	3,907
II 固定資産	50,571	II 固定負債	17,720
1 有形固定資産	10,282	負債合計	21,627
2 無形固定資産	179	純資産の部	
3 その他の資産	40,110	科 目	金 額
		I 基 金	7,000
		II 積 立 金	59,519
		(うち代替基金)	
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	66,519
資産合計	88,146	負債・純資産合計	88,146

法人名 医療法人真鮭会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県佐世保市白南風町1番13号

損 益 計 算 書
(自 令和 4年 8月 1日 至 令和 5年 7月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	86,584
2 事業費用	13,054
本来業務事業利益	73,530
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	9,252
II 事業外収益	437
III 事業外費用	66
経常利益	9,623
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	9,623
法人税等	1,982
当期純利益	7,641

様式 2

法人名 医療法人真鮭会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県佐世保市白南風町1番13

財 産 目 録

(令和 5年 7月 31日現在)

1. 資 産 額	88,146 千円
2. 負 債 額	21,627 千円
3. 純 資 産 額	66,519 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	37,575
B 固 定 資 産	50,571
C 資 産 合 計 (A+B)	88,146
D 負 債 合 計	21,627
E 純 資 産 (C-D)	66,519

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 真鮭会

理事長 江口 圭介 殿

私は、医療法人真鮭会 の令和 5 会計年度（令和 4 年 8 月 1 日から令和 5 年 7 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。 その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5 年 9 月 27 日

医療法人 真鮭会

監事 朝重 正文